

健康保険証の取り扱いについて

～こんなときどうする？～

◆加入者の皆様◆

○交付を受けたとき

☞印字されている氏名・生年月日・性別・資格取得年月日等の記載事項を確認し、裏面の住所欄に住所を自署してください。（住所を変更した場合、その都度書き換えて差し支えありません。）

○医療機関等において受診するとき

☞受診時に有効な保険証を窓口で提示してください。

○被保険者または被扶養者の方が70歳になったとき

☞70歳の誕生日の属する月の翌月以降から「高齢受給者証」を保険証と合わせて提示してください。高齢受給者証は70歳の誕生日の属する月に協会けんぽから事業主様あてに送付されます。

○紛失したとき

☞最寄りの警察署に届出をしてください。また、協会けんぽへ「健康保険被保険者証再交付申請書」を事業所をとおして提出のうえ、再交付を受けてください。

○お仕事中や通勤途中にケガをしたとき

☞原則として、健康保険の診療は受けられません。管轄の労働基準監督署へご相談ください。

○交通事故でケガをしたとき

☞相手（第三者）のあるケガにより保険証を使用する場合、「第三者等の行為による傷病届」を管轄の全国健康保険協会支部に提出してください。

○被扶養者の方の就職等により、扶養を解除するとき

☞被扶養者でなくなった日以降、保険証を使用することができません。対象の方の保険証を添付のうえ、事業所をとおして扶養解除の手続きを取ってください。

○被保険者の方が退職するとき

☞退職日の翌日（資格喪失日）以降、保険証を使用することができません。保険証を速やかに事業所へ返却してください。

◆事業主様◆

○交付を受けたとき

☞印字されている氏名・生年月日・性別・資格取得年月日等の記載事項を確認し、対象の加入者様へ速やかにお渡しください。

○被保険者または被扶養者の方が70歳になったとき

☞対象の方が70歳の誕生日の属する月に「高齢受給者証」が協会けんぽから事業主様あてに送付されます。対象の加入者様へ速やかにお渡しください。

○被扶養者の方の就職等により、扶養を解除するとき

☞「被扶養者異動届」に保険証を必ず添付のうえ、日本年金機構へ返却してください。

○被保険者の方が退職するとき

☞「資格喪失届」に保険証を必ず添付のうえ、日本年金機構へ返却してください。

ご注意ください

資格喪失日（退職の翌日）または扶養解除日以降、保険証を使用することはできません※。

資格喪失後の保険証を提示して医療機関等を受診した場合、協会けんぽで負担した医療費（協会けんぽから医療機関へお支払いした金額）を返還いただくことになります。

※例：6月16日が資格喪失日または扶養解除日の場合、6月16日以降保険証を使用することはできません。月途中で喪失する場合は、特にご注意くださいようお願いいたします。



全国健康保険協会 福島支部

協会けんぽ

〒960-8546 福島市栄町6-6 ユニックスビル8階

TEL. 024-523-3918（レセプトグループ）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>